

日本の食魅力再発見・利用促進事業補助金交付要綱

〔 制 定 2 5 政 第 3 3 号 〕
〔 平 成 2 5 年 5 月 1 6 日 〕
〔 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知 〕

改正 平成26年3月20日付け25食第203号
改正 平成27年4月9日付け26食第192号
改正 平成27年9月30日付け27食第107号
改正 平成27年10月1日付け27食産第2892号
最終改正 平成28年1月20日付け27食産第4726号

(通則)

第1 農林水産大臣は、日本の食魅力再発見・利用促進事業実施要綱(平成25年5月16日付け25政第32号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業実施主体(実施要綱第3に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。)に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助率及び流用の禁止)

第2 第1に規定する事業の経費及びこれに対する補助率は、別表の経費の欄及び補助率の欄に掲げるところによるものとし、同表の区分の欄に掲げる事業に係る補助金は相互流用してはならないものとする。

(申請手続)

第3 法第5条、令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書は、農林水産大臣に正副2部を提出するものとする。

3 事業実施主体は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第4 規則第2条の規定による申請書の提出期限は、毎年度農林水産大臣が別に定める日とする。

(交付決定の通知)

第5 農林水産大臣は、第3の規定により提出があった申請書を審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6 事業実施主体は、法第9条第1項及び規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。

(契約等)

- 第7 事業実施主体は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、農林水産大臣に届けなければならない。
- 2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 3 補助事業者は、第2項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第8 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第3条第1項の規定に基づき、別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第9に定める軽微な変更を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に定める軽微な変更を除く。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 農林水産大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

- 第9 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(業務遅延の届出)

- 第10 事業実施主体は、規則第3条第2号の規定に基づき農林水産大臣の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

(概算払請求)

- 第11 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

- 第12 法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付のあった年度の各四半期（各補助事業ごとに別に定める要領において当該補助事業の目的及び内容に応じ報告の期日を定めた場合にあっては、当該期日。以下同じ。）の末日現在（第4・四半期を除く。）において別記様式第5号により補助金遂行状況報告書を作成し、当該四半期終了後の翌月末までに正副2部を農林水産大臣に提出して行うものとする。ただし、別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

(実績報告)

- 第13 規則第6条第1項の規定に基づく実績報告書の様式は、別記様式第7号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 2 第3第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第14第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により農林水産大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第14 農林水産大臣は、第13第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、事業実施主体に通知する。
- 2 農林水産大臣は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を事業実施主体に命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第15 農林水産大臣は、事業実施主体から第8の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第5の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 農林水産大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が事業実施主体に交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 農林水産大臣は、第1項第1号から第3号までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定を準用する。この場合において、第14第3項中「前項の補助金」とあるのは「第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付」と読み替えるものとする。

(財産の管理等)

- 第16 事業実施主体は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図ら

なければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第17 取得財産等のうち令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、規則第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 事業実施主体は、処分制限期間において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 4 第16第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

- 第18 事業実施主体は、規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物については、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、規則に定める処分制限期間を経過しない場合にあつては、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付決定額の下限)

- 第19 交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、交付先の選定を公募により行うもの及び農林水産大臣が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(報告)

- 第20 事業実施主体が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあつては、別記様式第10号によりこの補助金に係る補助金等支出明細書を作成し、別記様式第11号による補助金等概要報告書を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え置いて公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに農林水産大臣に報告するものとする。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

- 第21 事業実施主体は間接補助事業者に補助金を交付するときは、第3条から第18条までの規定に準ずる条件を付さなければいけない。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 国産食料品等ポイント活動支援事業補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21食第96号）は廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の国産食料品等ポイント活動支援事業補助金交付要綱により、平成24年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月20日25食第203号）

- 1 この交付要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月9日26食第192号）

- 1 この交付要綱は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の

例による。

附 則（平成27年9月30日27食産第2892号）
この交付要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年1月20日27食産第4726号）

- 1 この交付要綱は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表(第2、第9関係)

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
日本の食魅力再発見・利用促進事業			1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減	
1 新たな米需要創出支援事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費 1 推進協議会の運営費 (1) 検討会開催費 (2) 市場性調査費 2 試作機開発費 (1) 機械の開発・改良費 (2) 実証試験費 3 展示品開発費 4 事業者向け普及活動費 (1) マニュアル等作成費 (2) 広報活動費 (3) 展示・商談会開催費	定額	経費の欄に掲げる1から4までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
2 食のモデル地域育成事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費 1 食のモデル地域実行協議会の合意形成、事業企画・検討・運営費 2 現状調査費 3 総合的なマーケティング費 (1) マーケティング調査費 (2) ブランド化の検討費 (3) コンサルティング費 4 開発・研究等創造活動費 (1) 体制づくり活動実践費 (2) 創造活動費 (3) 実践活動費 (4) 普及・啓発活動費 5 販路開拓・購買促進費 (1) フェア開催費 (2) 販路開拓費 6 地域人材・後継者等育成費 7 取組手法・効果の取りまとめ費	1/2以内	経費の欄に掲げる1から7までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	

<p>3 消費拡大 全国展開事 業</p>	<p>事業実施主体が実施要綱に基づいて 事業を行うのに要する次の経費</p> <p>1 人材・後継者等育成費 (1) 研修カリキュラム検討会費 (2) 人材育成研修費 (3) 報告書等作成費</p> <p>2 消費拡大促進対策費 (1) 検討会費 (2) 調査員活動費 (3) 研修会等開催費 (4) WEB等情報発信費 (5) 報告書等作成費</p> <p>3 商談会等開催費 商談会等実施費</p> <p>4 消費拡大促進フェア等開催費 (1) 消費拡大懇談会開催費 (2) 消費拡大促進フェア開催費 (3) 報告書作成費</p> <p>5 事業運営経費</p>	<p>定 額</p>	<p>経費の欄に 掲げる1から 5までの経費 の相互間にお けるそれぞれの 経費の30% を超える増減</p>
<p>4 学校給食 地場食材利 用拡大モデ ル事業</p>	<p>事業実施主体が実施要綱に基づいて 事業を行うのに要する次の経費</p> <p>1 地域推進事業 (1) 新たな生産・供給システムの構 築に向けた推進会議の開催費 (2) 新たな生産・供給システムの構 築に向けた調査費 (3) 関係者の相互理解を図るための 研修会費やほ場見学に必要な経費 (4) 地場産農林水産物を使用し地域 の伝統的な食文化を踏まえた新た なメニューや加工品等の開発費 ア レシピ開発委託費 イ 成分分析等検査費 ウ 謝金 エ 旅費 オ 会場借料 カ 印刷製本費 キ 消耗品費 ク 加工品開発委託費 ケ 光熱水料 コ 地場産農林水産物の冷蔵・冷 凍処理、洗浄・カット等の一次 加工や加工品の開発に必要な機 器のレンタル・リース費 サ 原材料費 (5) 本事業で構築した生産・供給シ ステムを利用した新たなメニュー の導入実証費 ア 原材料費 イ 印刷製本費 ウ 消耗品費 エ 地場産農林水産物の冷蔵・冷 凍処理、洗浄・カット等の一次 加工や加工品の生産に必要な機 器のレンタル・リース費</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定額(ただし、 クからサまで にあつては1/ 2以内)</p> <p>定額(ただし、 エにあつては 1/2以内)</p>	<p>1 経費の欄 に掲げる (1) から (3)まで、 (4)のア からキまで 及び(5) のアからウ までの経費 と(4)の クからサま で及び(5) のエの経費 との相互間 におけるそ れぞれの経 費の増減</p> <p>2 経費の欄 に掲げる (1) から (3)まで、 (4)のア からキまで 及び(5) のアからウ までの経費 の相互間に おけるそれ ぞれの経費 の30%を超 える増減</p> <p>3 経費の欄</p>

			に掲げる (4)のク からサまで 及び(5) のエの経費 の相互間 における それぞれの 経費の30 %を超える 増減
	<p>2 全国推進事業</p> <p>(1) 学校給食等地場食材利用拡大研究会に係る経費</p> <p>ア 企画委員会の開催費</p> <p>イ 研修内容の検討費</p> <p>ウ 研修会等の開催費</p> <p>(2) 地産地消活動事例の調査・情報提供に係る経費</p> <p>ア 企画委員会の開催費</p> <p>イ 情報収集・調査に係る経費</p> <p>ウ 報告書の作成費</p> <p>エ 報告会等の開催費</p> <p>(3) コーディネーター育成・派遣に係る経費</p> <p>ア 企画委員会開催費</p> <p>イ 研修会費</p> <p>ウ コーディネーターの派遣に係る経費</p>	定 額	経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減
5 国産農林水産物・食品への理解増進事業	<p>事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費</p> <p>1 付加価値向上推進事業費</p> <p>(1) 事務局設置及び運営費</p> <p>(2) 2の事業の公募の実施に係る経費</p> <p>(3) 審査委員会の実施に係る経費</p> <p>(4) 補助金交付先決定に係る経費</p> <p>(5) 補助金交付先事業の進捗状況管理、助言、確定検査、支払手続に係る経費</p> <p>2 付加価値向上実践事業費</p>	定 額	<p>経費の欄に掲げる1から2までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減</p> <p>経費の欄に掲げる(1)から(5)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>

別記様式第1号（第3関係）

平成〇〇年度日本の食魅力再発見・利用促進事業補助金交付申請書

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、日本の食魅力再発見・利用促進事業補助金交付要綱第3の規定に基づき、補助金〇〇〇円の交付を申請する。

区 分	補 助 金	備 考
	円	
計		

記

(注) 事業実施計画書の内容に変更がない場合には、次のI及びIIの記載は、省略するものとする。

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

(注) 事業の目的及び事業の内容については、日本の食魅力再発見・利用促進事業実施要綱第5に基づき承認された事業実施計画のうち、個別事業関係の計画（又は実績）を添付すること。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する (又は要した)経費 (A)+(B)	負 担 区 分		備 考
		国 庫 補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇事業	円	円	円	
※日本の食魅力再発見・利用促進事業補助金交付要綱の別表の区分の欄に掲げる区分及び経費の欄に掲げる事業とその経費を記載する。				
合 計				

- (注) 1 区分の欄には、補助事業者ごとに必要な事業を記載すること。
 2 備考欄には、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

IV 収支予算（又は収支精算）

1 収入の部

区 分	〇〇年度予算額（又は〇〇年度精算額）	〇〇年度予算額(又は〇〇年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
国庫補助金 その他	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	〇〇年度予算額（又は〇〇年度精算額）	〇〇年度予算額(又は〇〇年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
〇〇〇事業費	円	円	円	円	
※日本の食魅力再発見・利用促進事業補助金交付要綱の別表の区分の欄に掲げる区分及び経費の欄に掲げる事業とその経費を記載する。					
合 計					

(注) 該当する事業についてのみ作成すること。

V 補助事業の完了予定年月日（又は事業完了年月日）

VI 添付書類

- 1 事業実施主体の定款（定款のない団体にあっては、これに準ずるもの）
- 2 事業実施主体の当該事業年度の事業計画書及び収支予算書（これらの定めのない団体にあっては、これらに準ずるもの）
- 3 事業の一部又は全部を委託する場合にあっては、委託契約書の写し（実績報告に限る。）

※ 添付書類のうち、日本の食魅力再発見・利用促進事業に係る公募要領（平成27年〇月〇日付け27〇第〇号〇〇通知）に基づき提出したものは、添付を省略することができる。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター（平成27年9月30日までは、農林水産技術会議事務局筑波事務所と）をいう。
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第8関係）

平成〇〇年度日本の食魅力再発見・利用促進事業補助金変更等承認申請書

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、日本の食魅力再発見・利用促進事業補助金交付要綱第8の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金等の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあつては、「事業変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別記様式第4号（第11関係）

平成〇〇年度第〇・四半期日本の食魅力再発見・利用促進事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官 署 支 出 官 〇 〇

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあったこの事業について、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇年〇月〇日現在

区 分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A) - ((B)+(C)) 残額		事業完了予定年月日	備 考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第5号（第12関係）

平成〇〇年度日本の食魅力再発見・利用促進事業補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、日本の食魅力再発見・利用促進事業補助金交付要綱第12の規定に基づき、その遂行状況（平成〇〇年〇〇月末日現在）を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況（平成〇年〇月〇日現在）				備 考
		平成〇年〇月〇日までに完了したもの		平成〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 区分の欄は、該当する事業のみを記入すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第12関係）

平成〇〇年度日本の食魅力再発見・利用促進事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官 署 支 出 官 〇 〇

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、日本の食魅力再発見・利用促進事業補助金交付要綱第12の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇〇年〇月〇日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状況報告 平成〇年〇月末日の出来高	(C) 今回請求額		(A)-(B)+(C) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
- 2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第7号（第13第1項関係）

平成〇〇年度日本の食魅力再発見・利用促進事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、下記のとおり実施したので、日本の食魅力再発見・利用促進事業補助金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。（なお、併せて未受領額〇〇〇円の交付を申請する。）

記

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出した〇〇〇〇〇〇〇事業交付申請書の記載内容に従い事業を実施した。

事業の目的、事業の内容及び実績、経費の配分及び負担区分、事業完了年月日、収支予算については、〇〇〇〇〇〇〇事業交付申請書の記載内容と同じであり、平成〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。
2 当該実績報告書に記載する内容が、申請書に記載した内容（申請書に変更があった場合には変更後の内容）に相違ない場合には、（ ）内のみを記載することとし、以後の記載は省略するものとする。
3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写し及び確認のための資料（契約書、請求書、領収書等の写し）を添付すること。このほか、交付申請書又は変更承認申請書に添付した書類の記載事項に変更があったものについては、その書類を添付すること。

平成〇〇年度仕入に係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった日本の食魅力再発見・利用促進事業補助金について、日本の食魅力再発見・利用促進事業補助金交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金 円
(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） 金 円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
[

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注) 事業主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第9号（第18関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度		平成 年度			農林水産省所管補助金名										
事業 種類	事業の内容				工 期		経 費 の 区 分				処分制限期間		処分の状況		備 考
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分			耐用年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の内容	
								国庫補助金	都道府県費	その他					
							円	円	円	円					
	計														
	計														
	計														
合 計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付先特例民法法人の名称		
4. 交付実績額		千円(A)
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内 容		金 額
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
合 計		千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
支 出 内 容	支 出 先	金 額
-----	-----	千円
-----	-----	千円
-----	-----	千円
-----	-----	千円
合 計		千円(B)
(2) (1)以外の支出		
支 出 内 容	支 出 先	金 額
-----	-----	千円
-----	-----	千円
-----	-----	千円
合 計		千円
7. その他		
内 容		金 額
-----		千円
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
8. 再補助等の割合		% (B/A)

(記入上の留意事項)

1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費(賃借料、光熱水料費、租税公課等)を記入する。

なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、

① 当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等(間接補助金)

② 補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの(再委託費)

とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」について、「(2) (1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2) (1)以外の支出」に該当しない場合もある。

<「(2) (1)以外の支出」の具体例>

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料/通訳料

3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるよう記入する。

4 「7. その他」には、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に占める「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

法人名	
-----	--

(1) 年間収入（総収入－前期繰越金）	千円 (A)		
(2) 補助金等の交付実績額			
名 称	補助金・委託費の別	交付官庁	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
合 計			千円 (B)
(3) 補助金等の年収比率		% (B/A)	